

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校 学校指定物品納入業者の選定について

1 目的

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校（以下「本学校」という。）の学校指定物品について、品質、価格等最もふさわしい物品の納入業者を選定する。

2 調達物品

体育用シューズ

※仕様は別添体育用シューズ仕様書のとおり

3 参加条件

- (1) 過去3年以内（令和2年度から令和4年度）に鳥取県内の高等学校及び特別支援学校（以下「高等学校等」という。）より上記2の物品に係る業者指定を受け、当該高等学校等に上記2の物品を一括納入した実績があること。
- (2) 鳥取県内の中部地区（倉吉市、東伯郡）に本店、支店、営業所のいずれかがあること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

4 契約期間と更新の有無

令和6年度新入生及び在校生から物品を納入するものとし、令和6年度から3年間は継続して納入するものとする。なお、発注者と納入業者の双方に異存のない限り継続して物品の納入を行うことができるものとする。

5 提出物

- (1) 上記3の(1)、(2)及び(3)の内容を記載した参加表明書（別紙様式1）
- (2) 見積書（別紙様式2）
- (3) サンプル及びカタログ（参考品番以外での提出の場合）

6 提出期限・提出先

令和5年12月11日（月）

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校（東伯郡琴浦町大字赤碕1957-1）

7 選定方法

見積書（価格）、サンプル及びカタログを総合的に評価し選定する。

8 必要な書類の入手方法

本校ホームページ（<http://www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/>）よりダウンロード、又は、下記10に記載の場所で配布する。

9 質疑への対応

- (1) この選定に係る質疑は、令和5年11月27日（月）までに、質問書（任意様式に、会社名、担当者名を明記のこと）により、電子メールまたはファクシミリで担当者へ提出すること。なお、回答は本校ホームページで11月30日（木）より公開する。
- (2) 上記期限以降の質疑、また、電話等口頭による質疑は受け付けない。

10 問合せ先等

本業務に係る問い合わせ先及び発注者側担当者は次のとおりとする。

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校

（電 話） 0858-55-6477

（ファクシミリ） 0858-55-6466

（電子メール） kotonoura-s@mailk.torikyo.ed.jp

11 失格要件

- (1) 本件参加条件確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (2) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
 - ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団員又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために使用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

12 その他

- (1) 上記3の参加条件を満たさない者の提出物は受理しないものとする。
- (2) 契約期間中の物品の販売価格は原則変更しないものとする。